

令和7年度中国地方整備局実習（事務系）実施要領

（趣旨）

第1 この要領は、令和7年度において、国家公務員（一般職・事務系）を志望する大学（大学院を含む。以下「教育機関」という。）の学生を対象として、中国地方整備局において行う実習（以下「実習」といい、実習を行う学生を「実習生」という。）について、受入事務所、受入期間、受入手続き、服務、その他必要な事項を定めるものである。

（実習の目的）

第2 本実習は、教育機関の要請等により、中国地方整備局において学生に就業体験を行わせるものであり、これにより学生の学習意欲を喚起し、高い職業意識を育成することに併せ、国土交通行政に対する理解を深めてもらうことを目的とする。

（実習の実施機関）

第3 実習の実施機関は、中国地方整備局管内事務所のうち別表に示すもの（以下「実習機関」という。）とする。

（実習の実施期間及び受入人数）

第4 実習の実施期間及び受入人数は実習機関の実情により、中国地方整備局が決定する。

（実習生の受入手続き）

第5 実習生の受入手続き等については、次のとおりとする。

- (1) 教育機関は、本実施要領の内容に同意した場合、実習生として派遣する学生をとりまとめ、実習生派遣希望調書（別添 様式－1）及び実習希望者一覧表（別添 様式－2）を作成し中国地方整備局に提出する。
- (2) 中国地方整備局は、教育機関の推薦に基づき、受け入れる学生を選考、決定し教育機関に通知する。当該学生への結果の通知は各教育機関において行う。教育機関の推薦に基づき入手した個人情報、中国地方整備局が厳重に管理し、本実施要領に定める実習実施以外の使用を禁止し（第10に規定するものを除く。）、漏洩、不正流用、改ざん等の防止に努めるものとする。
- (3) 教育機関は、実習生に対し本要領に定める事項を周知するとともに、円滑な実習を進めるために必要な指導及び監督を行う。
- (4) 実習生は、実習開始前に服務規律の遵守にかかる誓約書（別添 様式－3）を教育機関を通じて中国地方整備局に提出しなければならない。

（実習の責任者及び指導員）

第6 実習機関は責任者（原則として課長以上）及び指導員（原則として係長等以上）を設け、実習生の指導及び助言にあたるものとする。

（実習生の服務等）

第7 実習生の服務等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

- (2) 実習生は、実習期間中、国家公務員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、指導員の指導、指示等に従い、実習に専念し、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行ってはならない。
- (3) 実習生が実習を行う時間は、中国地方整備局の職員に適用されている勤務時間によるものとする。
- (4) 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
- (5) 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に実習機関の事務所長等の承諾を得なければならない。
- (6) 実習における欠務は正当な事由がある場合以外はこれを認めないこととする。実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ指導員にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに指導員にその旨連絡しなければならない。
- (7) 実習生としてふさわしくない行為があったときは、実習機関は、実習を打ち切ることができるものとする。実習を打ち切った場合は、速やかに教育機関にその旨を通知することとする。
- (8) 実習生の懲戒、賠償等に関する最終的な責任は、教育機関で負うものとする。
- (9) 実習生は、実習終了後1ヶ月以内に、実習内容に関する報告書を作成し、教育機関を経由して中国地方整備局に提出することとする。報告書の様式については実習開始前に教育機関と中国地方整備局とで定めるものとし、教育機関が定める報告資料等と兼ねることができるものとする。

（実習に係わる費用負担）

第8 実習生の実習のために要する費用の一切は、実習生個人又は教育機関の負担とする。

（実習中の事故等に伴う災害補償）

第9 実習中の事故等に伴う災害補償については、次のとおりとする。

- (1) 教育機関又は実習生は、原則として、実習前に傷害保険及び損害賠償保険（以下「保険」という。）に加入しなければならない。
- (2) 教育機関は実習開始前に中国地方整備局に保険の写しを提出するものとする。
- (3) 実習生の実習期間中の災害及び通勤に際しての災害については、教育機関又は実習生が加入する保険をもって充てる他、教育機関が必要な手続きを行い、誠意をもって問題の解決にあたるものとする。
- (4) 実習生が中国地方整備局又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、保険等により補償する。

（採用活動における学生情報の活用）

第10 中国地方整備局は、採用活動開始以降に限り、実習を通じて取得した学生情報を活用する。

（事務局）

第11 実習に関する教育機関との調整は中国地方整備局総務部人事課が実施する。

(その他)

第 12 この要領に定めのない事項及びこの要領に関して疑義が生じた事項については、中国地方整備局、実習機関、教育機関及びその他の関係者が協議して決定するものとする。

実習生派遣希望調書

学 校 名	
所 在 地	
担 当 者	
連 絡 先	
実習に対する 対応方針	受入先（中国地整）が可能であれば 名程度 派遣します。
希望実習機関	
摘 要 そ の 他	

（注）実習生が実習のために要する費用の一切について、実習生個人又は教育機関の負担となります。また、実習生受け入れにあたり、実習生から誓約書の提出、実習中の事故に対する保険への加入等が必要となります。

（注）「令和７年度 中国地方整備局実習（事務系）受入可能人数一覧表（別表）」を参照してください。

実習希望者一覧表

学校名		担当者
ふりがな 希望者氏名 (実習期間)	希望実習機関	備 考 (連絡先・帰省先)

注) 実習期間については、実習機関の実情により、中国地方整備局が決定する。

誓 約 書

中国地方整備局長 殿

中国地方整備局において実習を受けるにあたり、実習生として下記のとおり誓約します。

記

1. 実習期間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めること。
2. 実習期間中、国家公務員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、指導員及び実習担当者の指導、指示等に従い、実習期間中は実習に専念し、公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為を行わないこと。
3. 中国地方整備局における実習活動中に知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
4. 実習の成果を論文等により外部へ発表する場合には、事前に実習生受入事務所長の承諾を受けること。
5. 実習終了後1ヶ月以内に、実習内容に関する報告書を作成し、教育機関を経由して中国地方整備局に提出すること。報告書の様式については実習開始前に教育機関と中国地方整備局とで定めるものとし、教育機関が定める報告資料等と兼ねることができるものとする。
6. 病気等のため予定されていた実習を受けられない場合は、あらかじめ、指導員にその旨を連絡すること。やむを得ない場合は、事後速やかに指導員にその旨を連絡すること。
7. 実習期間中における傷害、損害等に関しては、教育機関と共に誠意をもって問題解決にあたること。

令和 年 月 日

教育機関名

学生氏名

【自署】

令和7年度 中国地方整備局実習（事務系）受入可能人数一覧表

実習番号	実習機関	所在地	受入人数	実施期間	実習内容（案）	備考
1 （松江・出雲地区）	出雲河川事務所	〒693-0023 出雲市塩冶有原町5-1	3名程度	9月 （夏休み期間中） 5日間	・総務に関する事務 ・会計・契約に関する事務 ・用地取得に関する事務 ・道路管理、河川管理における許認可等の事務	出雲河川事務所及び松江国道事務所において合同で実施。 実習生は国家公務員試験（一般職・事務系）を受験予定または国家公務員試験に関心のある大学3年生等であること。
	松江国道事務所	〒690-0017 松江市西津田2丁目6-28				
2 （岡山地区）	岡山河川事務所	〒700-0914 岡山市北区鹿田町2-4-36	3名程度	9月 （夏休み期間中） 5日間	・総務に関する事務 ・会計・契約に関する事務 ・用地取得に関する事務 ・道路管理、河川管理における許認可等の事務	岡山河川事務所及び岡山国道事務所において合同で実施。 実習生は国家公務員試験（一般職・事務系）を受験予定または国家公務員試験に関心のある大学3年生等であること。
	岡山国道事務所	〒700-8539 岡山市北区富町二丁目19-12				
3 （広島地区）	太田川河川事務所	〒730-0013 広島市中区八丁堀3番20号	3名程度	9月 （夏休み期間中） 5日間	・総務に関する事務 ・会計・契約に関する事務 ・用地取得に関する事務 ・道路管理、河川管理における許認可等の事務	太田川河川事務所及び広島国道事務所において合同で実施。 実習生は国家公務員試験（一般職・事務系）を受験予定または国家公務員試験に関心のある大学3年生等であること。
	広島国道事務所	〒734-0022 広島市南区東雲2丁目13-28				

過去のインターンシップ受入実績
令和6年度：3名
令和5年度：3名
令和4年度：3名